

広島県告示第六百三十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十一年六月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成二十一年六月十七日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
株式会社日恵

広島市安佐北区可部四―一五―四二

代表取締役 佐々木 忠信

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―一七）第〇二二五六二号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係る営業

2 営業の停止を命じた期間

平成二十一年七月二日から平成二十一年八月十五日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、平成二十年八月二十日に広島市から受注した皆実平和住宅一号棟外壁改修その他工事に關し、次の事項が認められる。

現場代理人について、発注者に対し虚偽の報告をしたことが、社会通念上有すべき誠実性を著しく欠く行為と認められ、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。

発注者から請負った工事の主たる部分を一括して下請業者に請負わせ、実質的に施工に關与していなかったことが認められ、建設業法第二十二条第一項の規定に違反し、同法第一項第四号に該当する。

また、主任技術者が職務について役割を果たして折らず不設置と認められ、建設業法第二十六条第一項に違反し、同法第二十八条第一項第二号に該当する。